

会議録・令和7年9月11日第3回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 令和7年8月26日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 9月11日 午前9時00分 議長宣告

4. 応招議員 14名

1番 江 京 子

2番 田 邊 ひとみ

3番 北 岡 泰

4番 中 井 啓 悟

5番 瀬 田 萌

6番 綿 民 和 子

7番 奥 山 幸 洋

8番 新 開 晶 子

9番 松 本 忍

10番 山 本 章

11番 宇 田 雅 行

12番 高 橋 浩 司

13番 下 井 清 史

14番 辻 井 成 人

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

14名

7. 欠席議員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松 井 友 吾

議会書記 山 本 歩 美 田 所 和 幸

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治

教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩

防災安全課長 荒 木 隆 伯 総 務 課 長 西 尾 仁 志

まちづくり戦略課 中 井 清 央 斎宮跡・文化観光課長 森 下 純

会計管理者(兼)会計課長	椿 ゆかり	産業振興課長	肥留間 誠
建設課長兼 上下水道課長 福祉総合支援 課長	西尾 直伸	こども課長	家城 和司
生活環境課長	稲浦 満	住民ほけん課長	日置 加奈子
小学校区編制 推進室長	丹合 信隆	教育課長	西村 正樹
	中瀬 基司	監査委員	北岡 信宏

10. 会議録署名議員

1 番 江 京 子

2 番 田 邊 ひとみ

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 同意第17号 教育委員会委員の任命同意について

日程第3 同意第18号 教育委員会委員の任命同意について

日程第4 報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第5 報告第8号 令和6年度決算に基づく貸金不足比率について

日程第6 議案第56号 明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第57号 明和町特別会計条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第58号 明和町保育所設置条例を廃止する条例

日程第9 議案第59号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第60号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第61号 明和町立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第62号 明和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第63号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第14	議案第64号	明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 の一部を改正する条例
日程第15	議案第65号	明和町公共下水道条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第66号	財産の無償貸与について
日程第17	議案第67号	財産の無償貸与について
日程第18	議案第68号	令和6年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について
日程第19	議案第69号	令和6年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余 金の処分について
日程第20	議案第70号	令和7年度明和町一般会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第71号	令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第 1号）
日程第22	議案第72号	令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23	認定第1号	令和6年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
日程第24	認定第2号	令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳 出決算認定
日程第25	認定第3号	令和6年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定
日程第26	認定第4号	令和6年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定
日程第27	認定第5号	令和6年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定
日程第28	認定第6号	令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定
日程第29	認定第7号	令和6年度明和町水道事業決算認定
日程第30	認定第8号	令和6年度明和町下水道事業決算認定

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回明和町議会定例会第3日目の会議を開会します。

なお、新開議員より所用のため本日の会議に遅れる旨の連絡を受けておりますのでご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

1 番 江 京 子 議員

2 番 田 邊 ひとみ 議員

の両名を指名いたします。

◎同意第17号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 同意第17号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました同意第17号 教育委員会委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、辻美穂委員の任期満了に伴い、新たに花山泰三氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものでございます。

花山氏は、平成12年に三重大学を卒業後、東員町立東員第1中学校に奉職され、その後、松阪市立久保中学校及び中部中学校に勤務され、退職に至るまでの21年間、学校現場で教職に従事してこられました。教員時代から人望が厚く、子どもたちや保護者から高い信頼を得るとともに、教職員間においても中心的な役割を果たしてこられました。

また、退職後は迎接寺の住職として地域社会に積極的に関わり、地域の教育や文化の発展に寄与しておられます。保護者としての視点、教育現場で培われた経験、そして、住職としての活動を通じて築かれたコミュニティとの強い結びつきを背景に、地域のニーズを的確に把握し、教育行政に反映させる力を有しておられます。

以上のことから、花山氏を教育委員会委員に任命することは、地域社会と教育現場の一層の連携を促進し、子どもたちの健やかな成長を支える基盤の強化につながるものと確信しております。優れた識見と高潔な人格を兼ね備えた教育委員として適任の方であると考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） これから同意第17号 教育委員会委員の任命同意につい

てを採決します。

同意第17号について、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第17号は同意することに決定しました。

◎同意第18号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第3 同意第18号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) ただいま上程されました同意第18号 教育委員会委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、田川昌之氏の教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに小林俊成氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

小林氏につきましては、平成14年に近畿大学を卒業後、明和町役場に奉職し、20年間にわたり、町の発展に貢献されました。

現在は、有限会社スカイルに勤務され、さらなる活躍を続けています。

また、地域活動にも積極的に参加されており、三重県ソフトボール協会の理

事、下御糸小学校PTA会長、下御糸校区青少年育成会の会長、下御糸スポーツ少年団指導者を務め、これらの活動を通じて、地域の青少年育成やスポーツ振興に尽力されるなど、多岐にわたる貢献をされています。

役場での知識と経験、そして、地域や子どもたちとの深い関わりを持ち、人格も高潔な方である小林氏は、教育委員として適任であると考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） これから同意第18号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第18号について、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第18号は同意することに決定しました。

ただいま同意が可決されました花山泰三様、小林俊成様がおみえになっております。ご挨拶をいただくため、暫時休憩いたします。

（午前 9 時 06分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9 時 11分）

◎報告第7号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 議案書の4ページのほうをお願いいたします。

報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について報告いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

議案書の表のほうをご覧ください。

1段目の実質赤字比率及び2段目の連結実質赤字比率は、実質赤字額は発生しておらず、比率は算定されませんでした。

続いて、3段目の実質公債費比率は12.2%でございます。

4段目の将来負担比率は45.5%でございます。

いずれの比率も、早期健全化基準を下回っております。

しかしながら、監査委員の意見書にもあるとおり、実質公債費比率及び将来負担比率は、他団体と比較し、高い状況にあるということのため、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第7号を終わります。

◎報告第8号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第5 報告第8号 令和6年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸）議案書の5ページをお願いいたします。

報告第8号 令和6年度決算に基づく資金不足比率について報告いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

議案書の表のほうを見ていただきたいと思います。

1段目は水道事業会計及び2段目は下水道事業会計、ともに資金不足額は発生しておらず、比率は算定されませんでした。

いずれの会計についても、経営健全化基準を下回っております。

報告は以上です。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第8号を終わります。

◎議案第56号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第6 議案第56号 明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第56号 明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第56号 明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

議案書の10ページからをご覧ください。

先ほどありました本件は、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

11ページをご覧くださいますと、主な内容といたしまして、選挙運動用自動車の1日当たりの借入料とその燃料費、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成費、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成費用及び選挙運動用ポスターの設置維持管理、資材費等の計画費の公費負担限度額である上限額を記載の改正単価へ改正するもので、施行日以降に告示される選挙から適用することとなります。

議会資料の1-2-1から1-2-3は新旧対照表でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第56号 明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第7 議案第57号 明和町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第57号 明和町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町斎宮跡保存事業特別会計及び明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴い、明和町特別会計条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 議案第57号 明和町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明申し上げます。

定例会資料の4－3－1、サムネイル5のほうをご覧ください。

改正内容は、新旧対照表の右側、改正前の第1条第1号の斎宮跡保存事業特別会計と第3号の住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止削除し、各号の番号を改めるものでございます。

附則としまして、資料の下、1、施行期日を令和8年4月1日とし、令和7年度末で2つの特別会計を廃止します。

その下に経過措置を設けておりまして、2、廃止する特別会計の令和7年度決算は、5月末までの出納整理期間を設け、従来どおりとします。

3、出納閉鎖の際、剰余金、債権、債務は一般会計へ引き継ぐものとします。
以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） お伺いしたいのは、簡単で結構ですので、なぜ特別会計にしていたのか。そして、なぜ廃止をするのか。もう一度、もうちょっと丁寧に説明をしていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 6月の委員会でも、少しその辺触れさせてもろうたところではございますけれども、過去にそれぞれ、例えば、斎宮跡のほうでありましたら、その当時、詳細な資料というのはなかなかあれでしたが、当時の方であったりとか前の担当の方等いろいろ聞いたところ、その当時、斎宮跡のほうでやはり特別会計というのを設けながら発掘であったりとか、推進を進めていくためにそういうようなことをやったとか、そういうことも聞いてはおります。

ただいま今現在、もともとのこの特別会計という独立採算という部分で考えたところ、独立採算の中で、じゃ、このほかに収入があってやっていけるようなそもそもの趣旨のものなのかと考えたときと、あとはこの事務の負担の部分がちょっと大きいところもございまして、事務負担でいろいろこの特別会計ですと別にいろいろ作業が増えてくる部分がございます。例えば、国の調査物であったりとか会計の合算の部分であったりとか、そういうところを一つにまとめて効率化を図るとともに、例えば、メリットと考えられていた特別会計によることのその効果ですね、ここを特別にやっているんだというような、そういう効果という部分についても、特に一般会計に戻したところで、じゃ、その辺りが風化していくのかということ考えたときに、そうでもないですし、その分、事務で使っている時間を逆に一般会計にすることで効率化して、そこで出てきた時間をさらに特別会計の本来の趣旨である、そういう事業のほうに時間を、リソースを割いていくということが出来るんじゃないかというところで、こういうふうに見直しのほうを考えたところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

再質疑ございますか。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 委員会で説明したというのではなくて、本会議で、その意義をきちんと述べていただいて、議事録に載せていただくのが大事だというふうに思いますので、こういう大きな切替えの時期のことは、もう少し丁寧に説明をしていただきたいと思いますと思って質疑をさせていただきました。これからもよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 他に質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第57号 明和町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第8 議案第58号 明和町保育所設置条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第58号 明和町保育所設置条例を廃止する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、ささふえ保育所が令和8年3月末日をもって閉園となり、公立の保育所がなくなることから、明和町保育所設置条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 議案第58号 明和町保育所設置条例を廃止する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本町では平成29年に明和町幼稚園、保育所、こども園再編方針を策定し、津波浸水想定区域にある施設は移転を前提に検討を進めること。併せて既存の幼稚園、保育所のこども園化を推進する方針を示してまいりました。この方針に基づき、平成31年3月末日には、なりひら保育所を閉園し、その後令和4年4月1日には、みどり保育所を認定こども園へ移行して運営してきたところです。

そして、このたび、ささふえ保育所を令和8年3月末日をもって閉園することといたしました。これにより、本町の公立保育所は全て廃止となるため、明和町保育所設置条例を廃止するものです。

なお、施行期日は令和8年4月1日です。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第58号 明和町保育所設置条例を廃止する条例を採決します。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第9 議案第59号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第59号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、ささふえ保育所が令和8年3月末日をもって閉園となり、新たにささふえこども園が令和8年4月1日に開園し、また、これと併せて、みょうじょうこども園の定員を見直すことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 議案第59号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、議会資料11－3－1、サムネイル13の新旧対照表をご覧ください。

改正理由は先ほどご説明しましたとおり、ささふえ保育所が令和8年3月末日で閉園し、第1期再編小学校等整備事業により令和8年4月1日に新たに、ささふえこども園として開園するためです。

これに伴い、第3条、名称、位置及び定員に、ささふえこども園の項目を追加する改正を行います。併せて、町全体の保育所、認定こども園の利用定員、利用実績、今年3月に策定いたしました第3期明和町子ども・子育て支援事業計画における人口推移や保育環境の見通し等を踏まえ、また、三重県と協議調整した結果、みょうじょうこども園の定員を現行180人から215人へ見直します。これに必要な所要の改正も併せて行うものです。

なお、施行期日は、令和8年4月1日です。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ないようですので、これで議案第59号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

◎議案第60号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第10 議案第60号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第60号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、第1期再編小学校等整備事業により、本年度末で閉所及び来年度から開所する施設があるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） それでは、議案第60号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書は18ページ、資料は16－1－1、サムネイル14番でございます。

本条例は、令和3年6月に策定しました明和町小学校区編制に係る基本計画に基づく第1期再編小学校等整備事業により、令和8年度に開校予定の明和北小学校に併設をします明和北放課後児童クラブ第7までの7室を設置をするため、条例に加えるとともに、大淀、上御糸及び下御糸の計4室を削除するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで議案第60号の質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第11 議案第61号 明和町立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第61号 明和町立学校の

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、第1期再編小学校等整備事業により、本年度末で閉校及び来年度から開校する施設があるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） それでは、議案第61号 明和町立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書は20ページ、資料は16-1-2、サムネイル15番でございます。

本条例は、令和3年6月に策定をいたしました明和町小学校編制に係る基本計画に基づき、令和8年度に開校予定の明和北小学校を設置するため、条例に加えるとともに、大淀、上御糸及び下御糸の3小学校を削除するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで議案第61号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 明和町立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第12 議案第62号 明和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第62号 明和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） それでは、議案第62号 明和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正をする法律が改正が行われ、既に施行されております。育児を行う職員の企業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、明和町企業職員の部分休業制度の拡充を行うものでございます。

改正後は、1日につき2時間の範囲で勤務しない日と、1年につき10日相当の範囲で勤務しない日のいずれかを選択して部分休業が取得可能となります。

資料につきましては、議案資料のサムネイル6、ページ数は10－1－1が概要書、10－1－2が新旧対照表でございます。

なお、施行日は、令和7年10月1日でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで議案第62号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

ます。

これから採決を行います。

明和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号から議案第65号の一括上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第13から15。

お諮りします。

日程第13 議案第63号から日程第15 議案第65号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第13 議案第63号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第64号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第65号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例
を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま一括上程されました議案第63号から議案第65号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第64号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第65号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例は、災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が排水設備に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長(西尾 直伸) それでは、議案第63号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第64号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を行いたいと思います。

代表で、議案第63号の明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例にてご説明いたします。

この改正につきましては、令和 7 年 4 月に所管省庁及び地方自治法による第 245 条 4 に基づく技術的助言が通知されたものでございます。

令和 6 年度の能登半島地震では、給水事業者が管理する給水管の復旧において、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭内での水が使用できない状態が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元事業者の数が宅内配管の被害の規模に比例して少なかったことや事業者自身が被災したことに加え、様々な工事情が集中したこと等により、宅内配管の事業者の確保が困難な状態になったことが主な要因でございます。

災害その他非常の場合にあっては、地元の給水設置工事事業者の確保が困難となる給水設備工事の適正な実施を図るため、他の市町村長が水道事業者を指定し、宅内配管の復旧工事に対する事業者を確保する必要性があり、関連する条例の一部を改正するものでございます。

資料につきましては、議会資料の 9 ページの新旧対照表でございます。

施行日は、公布の日からでございます。

同じく、明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部、明和町公共下水道条例の一部を改正も同様の趣旨でございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 以上で一括上程しました各議案の詳細の説明を終わります。

続いて、質疑を行います。

質疑は、一括上程した全議案を対象に質疑を行います。

質疑される方は議案名を明確にした上で質疑をお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで議案第 63 号から議案第 65 号の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

討論される方は議案名を明確にした上で討論をお願いします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで議案第63号から議案第65号の討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第63号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第16 議案第66号 財産の無償貸与についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第66号 財産の無償貸与につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、本年度末をもって閉園するささふえ保育所の施設を、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所として使用することを目的とする民間事業者が無償で貸与するため、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするのでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） それでは、議案第66号 財産の無償貸与についての詳細説明を申し上げます。

議案書は30ページでございます。

無償貸与しようとする財産は、ささふえ保育所の建物及び土地でございます。

無償貸与の相手方は、三重県多気郡明和町大字竹川33番地6、合同会社 I n c l u s i o n、代表社員、森下絵里でございます。

無償貸与の期間は、使用貸借契約書に定める貸与期間開始日から5年間でございます。

次の31ページをご覧ください。

建物は園舎で、延べ床面積は1,225平方メートルで、貸与面積も同じでございます。

土地は、敷地の三重県多気郡明和町大字佐田字沼2051番1外2筆の合計5,874平方メートルで、貸与面積も同じでございます。

ささふえ保育所につきましては、来年度からささふえこども園として移転するため、その利活用について令和6年度から公募を行っておりました。貸与の相手方は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所として使用いたします。施設のコンセプトは、次世代のための子育て支援と福祉介護サービスを提供するワンストップ型施設としています。

事業展開としましては、放課後等デイサービス、相談支援、自立訓練、就労移行支援などの介護福祉機能を中心に、将来的には企業指導型保育事業の検討など、地域社会への貢献を考えています。

貸与開始日は、令和8年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで議案第66号の質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 財産の無償貸与についてを採決します。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第17 議案第67号 財産の無償貸与についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第67号 財産の無償貸与につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、旧なりひら保育所の施設を、漁業協同組合の事業所として使用することを目的とする伊勢湾漁業協同組合に無償で貸与するため、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） それでは、議案第67号 財産の無償貸与についての詳細説明を申し上げます。

資料は議案書32ページでございます。

無償貸与しようとする財産は、旧なりひら保育所の建物及び土地でございます。

無償貸与の相手方は、三重県伊勢市有滝町2021番地、伊勢湾漁業協同組合代表理事組合長、杉田英男でございます。

無償貸与の期間は、使用貸借契約書に定める貸与期間開始日から5年間でございます。

次の33ページをご覧ください。

建物は園舎で、延べ床面積は1,044平米で、貸与面積も同じでございます。

土地は、敷地の三重県多気郡明和町大字大堀川新田字有爾町野1番1外2筆の合計4,979平方メートルで、貸与面積も同じでございます。

旧なりひら保育所につきましては、その利活用について令和6年度から公募を行っておりました。貸与の相手方は、以前から漁業協同組合として大淀地区の別の場所で大淀支所を営業されており、当該施設の老朽化による移転先として計画をされております。

大淀支所は、以前から地域に親しまれており、今後も漁業を通じた地域活性化につながることを期待できると考えるというものでございます。

貸与開始日は、令和7年10月1日を予定をしております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないので、これで議案第67号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第67号 財産の無償貸与についてを採決します。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第18 議案第68号 令和6年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第68号 令和6年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和6年度の水道事業会計決算における未処分利益剰余金1億2,154万4,381円について、資本金への組入れ及び減債積立金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） それでは、議案第68号 令和6年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

議案書は34ページをご覧ください。

令和6年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金は1億2,154万4,381円のうち資本への繰入れが6,729万2,558円で、これは令和5年度決算において、現在積立てと起債償還に充当した分を資本に組み入れるものでございます。

また、減債積立てのほうには5,425万1,823円は令和6年度決算における純利益分を起債償還の財源に充当する起債積立てにするものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで議案第68号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第68号 令和6年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第19 議案第69号 令和6年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第69号 令和6年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申

し上げます。

本件は、令和6年度の下水道事業会計決算における未処分利益剰余金8,732万6,813円について、資本金への組入れ及び減債積立金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） それでは、議案第69号 令和6年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

議案書は35ページでございます。

令和6年度下水道事業会計決算において、未処分利益剰余金が8,732万6,813円のうち資本金への組入れが4,479万9,945円、これは令和5年度決算において減債積立ての積立てに起債償還に充当した部分を資本に組み入れたものでございます。

また、減債積立ての積立に4,252万6,868円は令和6年度決算における純利益分を起債償還の財源に充当する減債積立てに積み立てるものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで議案第69号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号 令和6年度明和町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号から議案第72号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第20 議案第70号から日程第22 議案第72号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第20 議案第70号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第71号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1

号)

日程第22 議案第72号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算(第1号)
を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第70号から議案第72号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号 令和7年度明和町一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算に10億6,488万円の追加、債務負担行為の追加及び地方債の補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものは、総務費のふるさと寄附事業及び基金積立金でございます。

歳入の主なものは、寄附金及び繰越金でございます。

債務負担行為は、放課後児童クラブと給食調理の2件の追加でございます。

地方債は、追加が2件と変更が1件でございます。

続きまして、議案第71号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算に5,795万6,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、令和6年度事業の精算に伴う各経費の追加でございます。

歳入の主なものは、県支出金及び繰越金でございます。

続きまして、議案第72号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算(第1号)は、業務の予定量及び資本的支出に1,540万円の追加をお願いするもので、老朽管更新を行うための設計業務委託費の増額でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第70号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第70号につきまして、予算に関する説明書の11、12ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 一般会計補正予算、予算に関する説明書の11ページ、12ページをご覧ください。

2款・総務費、1項・総務管理費、10目・企画費に2億8,288万5,000円の追加補正をお願いしております。

こちらはふるさと寄附事業で、7節・報償費は返礼品代として1億5,000万円、11節・役務費は返礼品の配送料3,000万円とサイト等の手数料で7,500万円、12節は業務委託料で2,788万5,000円でございます。

この9月末において、ふるさと納税サイトによるポイント付与の廃止がございます。そのため、9月において駆け込みの需要が見込まれております。

当初予算で寄附額5億円を見込んで各経費を計上しておりましたが、追加で5億円分の寄附に関する経費を計上いたしました。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉費は190万円の財源振替です。

当初予算で計上しておりました災害時要援護者管理システムのデータ移行業務委託料に地方債を190万円充当するため、財源が一般財源から地方債へ振り替わっております。

後ほど、まちづくり戦略課長から歳入で地方債の説明があります。

6目・高齢者福祉費、27節・繰出金で介護保険特別会計への繰出金7万円を計上しております。

詳細につきましては、介護保険特別会計でご説明いたします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 続きまして、4款・衛生費、1項・保健衛生費、6目・母子衛生費で78万1,000円の増額をお願いしております。

妊婦のための支援給付事業の12節・委託料につきましては、このたび、転出入の際に給付履歴等を確認するための全国の自治体間の情報連携に伴うシステム改修に係る委託料につきましては、必要額の補正をお願いするものです。

なお、補助率は3分の2となります。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 続きまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費、10節・需用費、排水機場費の施設等修繕料で250万円の増額をお願いしております。

これは、川尻排水機場におきまして、除塵機の不具合による緊急修繕工事を実施することにより、年度内の施設修繕の予算に不足を生じるおそれがあるため、増額をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 建設課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） 続いて、8款・土木費、3項・河川費、1目・河川総務費に120万円の追加補正をお願いしております。

こちらは、池村地区の県単急傾斜地対策事業の負担金で、令和7年度より事業着手をしております。

令和6年度の関係者との協議により工法などを協議してきました。このほど工法等の方針が決定し、詳細な測量を行うため、必要な経費が増となったことによる負担金増でございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 13ページ、14ページをお願いいたします。

10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費、13節・使用料及び賃借料において5万4,000円の増額をお願いしております。

この増額は、7月30日に発生しましたカムチャッカ半島沖の地震に伴う津波発生時、学校内にいた学童及び教職員の避難対応に対し、教職員との情報連絡を電話で行っていましたが、学校間の情報共有が円滑に進みませんでした。

そこで、学校の教職員等が利用できるＬＯＧＯチャットを開設し、情報共有を行うことで避難誘導や情報確認を迅速に行えるよう使用料を計上いたしました。

その下の2目・学校運営費において379万円の補正をお願いしております。

内訳は、10節・需用費、施設等修繕料として100万円を計上しております。

当初予算では緊急修繕費としまして300万円を計上しておりましたが、給食調理器具やプール関連機器等の緊急修繕が多発し、現在の残額は約60万円となっております。このため、9月以降の緊急修繕への対応が困難と見込まれるため、修繕費の増額をお願いするものでございます。

その下の18節・負担金、補助及び交付金で279万円を増額しております。

特別交付税参入の地域活性化起業人制度を活用し、ＩＣＴ支援員の増員をお願いします。

令和6年度から同制度によりＩＣＴ支援員1名を配置し、各学校を訪問し、ＩＣＴ活用の促進に取り組んでまいりましたが、学校間での利用率にばらつきがあり、特に大淀小学校、下御糸小学校では低い状況が見受けられます。

令和8年度の小学校統合にＩＣＴ活用の格差を生じさせないとともに、児童一人一人の学びの質を一層高めるため、授業内支援や教員研修の充実、機器活用の定着を加速させる観点から、ＩＣＴ支援員の増員をお願いするものでございます。

その下の4項・社会教育費、5目・ふるさと会館費において50万円の増額をお願いしております。

内訳は、ふるさと会館運営管理費の10節・需用費の施設等修繕料で、今年度の空調点検の結果、館内に設置されている換気用モーター4台のうち1台で内部ベアリングの故障による換気能力の低下が確認されました。これらのモータ

一は全て使用開始から20年以上が経過しており、同種故障の発生リスクが高い状況でございます。加えて、製造後、相当年数が経過していることから、交換部品の入手が困難となっております。このため、予防保全及び安定稼働の確保の観点から、4台全てのモーター交換費用を計上しております。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金費に2億5,000万円を計上しております。

これは、歳入に、ふるさと寄附金を5億円追加しており、その2分の1を基金積立金として計上しているものでございます。

続いて、3目の財政調整基金費は5億2,310万円の追加でございます。

地方財政法第7条の規定に基づき、令和6年度決算剰余金のうち2分の1以上を財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、7、8ページ、歳入をお願いします。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、3目・衛生費国庫補助金、1節・保健衛生費補助金、妊婦のための支援給付費補助金で52万円の増額をお願いしております。

これは、歳出のときにご説明いたしました転出入の際に給付履歴等を確認するための全国の自治体間の情報連携に伴うシステム改修に係る委託料に対しまして、国から3分の2の補助を受けるものです。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 18款1項・寄附金、1目1節・総務費寄附金に5億円の追加をしております。

こちら、ふるさと寄附金で想定額を10億円と見込み、計上しているものでございます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、3目・介護保険特別会計繰入金で1節・介護保険特別会計の補正2,502万9,000円を計上しております。

これは、令和6年度の介護保険事業の精算に伴い、超過負担分を介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 2項・基金繰入金、6目1節・財政調整基金繰入金は2億8,964万4,000円の減額でございます。

こちらは、ほかの歳入の増額に伴い、財政調整基金からの繰入りを減額しているものでございます。

続いて、20款1項1目1節・繰越金は8億2,362万5,000円を計上しております。

こちらは、前年度繰越金でございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 21款・諸収入、4項・雑入、2目・雑入、1節・雑入で総合体育館の施設命名権について、瀬古食品有限会社と5年間で500万の契約を7月に締結いたしました。

今年度は、7月から3月までの9か月分として75万円を計上しております。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 22款1項・町債、2目・農林水産業債、1節・農業用施設整備事業債は150万円を計上しております。

これは緊急浚渫推進事業債で、令和7年3月19日の全員協議会で産業振興課から報告させていただいた、明星幹線排水路の浚渫工事に充当するものです。

なお、既決予算の流用で工事を実施したため、今回は歳入のみの補正でございます。

次に、9ページ、10ページのほうをご覧ください。

3目・土木債、2節・河川整備事業債は120万円を計上しております。

これは緊急自然災害防止対策事業債で、歳出で建設課長が説明した急傾斜地崩壊対策事業の負担金に充当するものでございます。

5目・民生費、1節・社会福祉債は190万円を計上しております。

これは、デジタル活用推進事業債で、歳出で福祉総合支援課長が財源振替の説明を行いました、災害時の要援護者管理システムのデータ移行業務委託料に充当するものでございます。

デジタル活用推進事業債は、本年度、創設された新しい企業メニューで、国へ本業務に関する計画を提出し、認められたことから、今回、歳入を計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の39ページ、第2表債務負担行為補正をお願いします。

教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 議案書の39ページ、サムネイルの39をお願いいたします。

1点目は、放課後児童クラブ運営業務の債務負担行為をお願いしております。

期間は、令和7年度から令和12年度まで、限度額が1億7,900万円です。対象は、斎宮放課後児童クラブ、明星放課後児童クラブ、明和北放課後児童クラブの運営業務を委託するものでございます。

2点目は、給食調理業務の債務負担行為をお願いしております。

期間は、令和7年度から令和12年度までで、限度額が5億8,200万円でございます。対象は、斎宮小学校、明星小学校、明和北小学校、明和中学校、ささえふえこども園での給食調理業務を委託するものでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の40ページ、第3表地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 議案書の40ページ、ご覧ください。

地方債補正は、まず、追加が２件ございます。

内容については、先ほど歳入にて説明した内容と同様でございます。

１段目の緊急浚渫推進事業債150万円と２段目のデジタル活用推進事業債190万円を追加するものでございます。起債の方法、利率及び償還方法は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、41ページのほうをご覧ください。

こちらも内容については、先ほど歳入にて説明した内容と同様でございます。

急傾斜地崩壊対策事業に充当する緊急自然災害防止対策事業債を、変更前120万円から変更後240万円へ増額するものでございます。起債の方法、利率及び償還方法に変更はございません。

一般会計の説明は以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で議案第70号の詳細の説明を終わります。

◎議案第71号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第71号の説明を歳入歳出を併せてお願いします。

福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 歳出から説明させていただきます。

介護保険特別会計予算説明書の９ページ、10ページをご覧ください。

３款・地域支援事業費、３項・包括的支援事業・任意事業費、１目・総合相談事業費、18節・負担金、補助及び交付金の36万1,000円は、過年度の社会福祉協議会負担金で、昨年度の社会福祉協議会からの出向職員の時間外手当等の不足分となります。

次に、５款・諸支出金、１項・償還金及び還付加算金、２目・償還金、22節・償還金利子及び割引料の3,256万6,000円は、過年度国庫負担金等返還金で、

令和6年度事業の精算に伴い、返還が生じた国、県及び社会保険診療報酬支払基金への負担金の返還金でございます。

続いて、3項・繰出金、1目・一般会計繰出金、27節・繰出金に2,502万9,000円を計上しております。

これは、先ほど一般会計の歳入でご説明いたしました令和6年度事業の精算に伴う超過負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページ、8ページをご覧ください。

2款・国庫支出金、2項・国庫補助金、3目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に13万9,000円を計上しております。

こちらは、地域支援事業費に係る国の負担分で、割合は38.5%でございます。

次に、4款・県支出金、1項・県負担金、1目、介護給付費県負担金、2節・過年度分介護給付費県負担金に380万8,000円を計上しております。

令和6年度事業の精算に伴い、不足分について県より追加交付されものでございます。

続いて、2項・県補助金、2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に6万9,000円を計上しております。

こちらは、地域支援事業費に係る県の負担分で、割合は19.25%でございます。

次に、6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、3目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に7万円を計上しております。

こちらは、地域支援事業費に係る町の負担分で、割合は19.25%でございます。先ほどの一般会計の繰出金と同額を繰り入れるものです。

最後に、7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に5,387万円を計上しております。

こちらは、前年度繰越金でございます。

◎議案第72号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第72号の説明を収入支出を併せてお願いします。

上下水道課長。

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） それでは、令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）予算に関する説明書2ページをご覧ください。サムネイルも2でございます。

1款・資本的支出、1項・建設改良費、1目・建設改良費、16節・委託料に1,540万円を補正するものでございます。

老朽管更新事業は令和3年度に着手し、現在5年目でございます。

現在、有爾中地区を事業推進しておりますが、行き止まり等の道路も多く、一度に施工できない制限があり、住民の皆様にはご負担をいただいている状況でございます。

事業推進を図るため、新たにも明和団地地区の老朽管更新を実施するため、測量設計費の増額をお願いするものでございます。

詳細地区につきましては、議案資料の12ページが詳細位置図となっております。

続きまして、収入でございます。

議案書の45ページ、第3条でお示ししたとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、補填財源にて対応したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は9月22日に行うこととします。

以上で一括上程をしました各議案の詳細の説明を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。10分間、35分まで、よろしくをお願いします。

(午前 10時 26分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

◎認定第1号から認定第8号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第23 認定第1号から日程第30 認定第8号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第23 認定第1号 令和6年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第24 認定第2号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出
決算認定

日程第25 認定第3号 令和6年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算認定

日程第26 認定第4号 令和6年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算認定

日程第27 認定第5号 令和6年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認
定

日程第28 認定第6号 令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定

日程第29 認定第7号 令和6年度明和町水道事業決算認定

日程第30 認定第8号 令和6年度明和町下水道事業決算認定

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました認定第1号から認定第8号までの令和6年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか5つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業及び下水道事業の決算認定は、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算の詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか5つの特別会計歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業、下水道事業の決算は上下水道課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

決算の概要について、一般会計、各特別会計は会計管理者に、水道事業会計及び下水道事業会計は上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者、登壇願います。

(会計管理者（兼）会計課長 椿 ゆかり 登壇)

○会計管理者（兼）会計課長（椿 ゆかり） それでは、令和6年度一般会計及び5つの特別会計の概要につきまして、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書に基づき、簡潔にご説明申し上げます。

タブレットでは03決算を選択していただき、01歳入歳出決算書と02歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書をお開きください。

では、歳入歳出決算書の一般会計の5ページと6ページの歳入をご覧ください。

タブレットでは決算書を開いていただきまして、画面下のビューを選択し、一番下の見開き表示を選択してください。サムネイルは5、6をお願いいたします。

主なものについてご説明申し上げます。

1 款・町税の収入済額は、6 ページ目の一番左上の欄ですが、26億898万5,125円で、収納率は96.28%でした。また、不納欠損額は305万9,391円、収入未済額は9,753万978円でございます。

2 款・地方譲与税の収入済額は1 億2,155万8,000円。

3 款・利子割交付金の収入済額は130万5,000円。

4 款・配当割交付金の収入済額は3,061万7,000円。

5 款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は4,241万8,000円。

6 款・法人事業税交付金の収入済額は5,650万3,000円。

7 款・地方消費税交付金の収入済額は5 億5,861万2,000円。

8 款・ゴルフ場利用税交付金の収入済額は673万5,540円。

9 款・環境性能割交付金の収入済額は2,163万3,000円。

10 款・地方特例交付金の収入済額は1 億4,002万4,000円。

11 款・地方交付税の収入済額は31億7,543万6,000円で、前年度より11.58%の増でございます。

12 款・交通安全対策特別交付金の収入済額は136万8,000円。

13 款・分担金及び負担金の収入済額は3,329万5,575円。収入未済額は186万

2,470円で保育料でございます。

14款・使用料及び手数料の収入済額は3,736万4,298円で、収入未済額は1,144万4,441円でございます。内訳はインキュベーションセンター等使用料が16万5,000円、住宅使用料が1,127万9,441円となっております。

15款・国庫支出金の収入済額は16億3,773万8,355円。

16款・県支出金の収入済額は7億4,773万3,077円でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

17款・財産収入の収入済額は1,404万8,716円。

18款・寄附金の収入済額は13億8,314万円で前年度より1億1,338万1,391円の増でございます。

19款・繰入金は、基金等からの繰入金で12億7,285万6,975円。

20款・繰越金は7億2,058万9,985円。

21款・諸収入の収入済額は1億5,684万3,690円で、収入未済額は218万8,467円でございます。内訳は、保育所、こども園の給食費が5万3,029円で、福祉資金貸付金元利収入が213万5,438円となっております。

22款・町債は5億7,570万4,000円で、前年度より12億2,029万6,000円の減でございます。

歳入合計の収入済額は133億4,450万9,336円で、予算現額161億9,754万円に対しまして収入率は82.3%でした。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出に移ります。

詳細は、施策の成果及び執行実績等に記載しておりますので、各款の支出済額とその概要についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の9ページ、10ページをお願いいたします。

1款・議会費は、10ページの左の列、支出済額が8,641万6,052円でございます。

2款・総務費の支出済額は22億3,145万4,177円で、主な支出は、一般管理費

や総合行政システム費の自治体フロントヤードプロジェクト事業、災害対策費、企画費のふるさとの寄附事業、徴税費などです。翌年度繰越額は2億4,590万円で、防災行政無線デジタル化整備事業でございます。

3款・民生費の支出済額は42億1,670万1,339円で、主な支出は、社会福祉費において、福祉医療費助成事業や物価対応特別給付金事業、住民税非課税世帯支援事業、高齢者・障がい者の福祉費及び国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の特別会計への繰出金などです。

また、児童福祉費では、児童手当や保育所・こども園運営経費などがございます。

4款・衛生費の支出済額は7億8,290万8,951円で、主な支出は、保健衛生において、予防接種、健康診査事業、出産・子育て応援交付金事業、環境衛生においては、伊勢広域環境組合及び松阪地区広域衛生組合への負担金などがございます。

5款・労働費の支出済額は16万3,869円でございます。

6款・農林水産業費の支出済額は2億1,915万4,118円で、主な支出は、農業振興や農業基盤整備、水産振興及び漁港管理費などです。翌年度繰越額は4,294万5,200円で緊急自然災害防止対策事業と県営排水機場ストックマネジメント事業でございます。

7款・商工費の支出済額は1億1,073万1,748円で、主な支出は、商工業振興費での補助金や観光費での特別体験事業委託などがございます。

8款・土木費の支出済額は8億5,235万5,402円で、主な支出は、社会資本整備総合交付金事業や道路橋梁維持費、下水道事業への繰出金及び町営住宅管理費などとなっております。翌年度繰越額は6,325万円で、内訳は、社会資本整備総合交付金事業や道路防災事業、都市計画基礎調査業務が6,050万円、雨水排水基本方針検討業務が275万円でございます。

9款・消防費の支出済額は3億6,935万4,442円で、主な支出は、松阪地区広域消防組合への負担金などがございます。

10款・教育費の支出済額は11億2,334万807円で、主な支出は、小学校、中学校の環境整備及び管理・運営費などのほか、第1期再編小学校等整備事業、公民館・総合体育館・ふるさと会館の運営経費、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金などとなっております。翌年度繰越額は32億4,320万円で、第1期再編小学校等整備事業でございます。

11款・公債費の支出済額は9億7,006万1,989円で、元金8億8,930万8,812円、利子8,075万3,177円でございます。

12款・諸支出金の支出済額は10億6,739万5,000円で、各基金への積立てでございます。

13款・予備費は、不用額として1,000万円でございます。

一般会計歳出合計の支出済額は120億3,003万7,894円で、予算現額161億9,754万円に対しまして74.27%の執行率でした。翌年度繰越額につきましては36億1,579万5,200円、不用額は5億5,170万6,906円で、歳入歳出差引額は13億1,447万1,442円でございます。

実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の103ページ、一般会計をお願いいたします。

タブレットでは、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書をお選びください。そこから画面下のアウトラインを選んでいただき、1. 実質収支（一般会計）を選んでいただきますと103ページになります。

先ほどの歳入歳出差引額13億1,447万1,442円から翌年度へ繰り越すべき財源額3億1,799万1,200円を差し引いた額9億9,648万242円が実質収支額となっております。

一般会計は以上でございます。

続きまして、各特別会計の決算についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書に戻っていただきまして、13ページ、14ページの斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

下段の歳入合計の収入済額は5億4,416万8,369円で、主な収入は、国・県補

助金及び一般会計からの繰入金や町債でございます。

続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は5億2,233万3,265円で、主な支出は、土地の買い上げや公有地管理及び歴史的風致維持向上計画推進費での公園整備、日本遺産活用推進費のほか、起債償還などがございます。翌年度繰越額は450万円で歴史的風致維持向上計画推進事業でございます。不用額は4,174万735円で、歳入歳出差引額は2,183万5,104円でございます。

実質収支額につきましては、別冊の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の117ページ、斎宮跡保存事業特別会計をお願いいたします。

タブレットでは、先ほどの一般会計と同様に、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書をお選びいただき、画面下のアウトラインで2. 実質収支（斎宮跡保存事業特別会計）を選んでいただきますと、117ページになります。

先ほどの歳入歳出差引額2,183万5,104円から翌年度へ繰り越すべき財源額103万3,000円を差し引いた額2,080万2,104円が実質収支額となっております。

次に、歳入歳出決算書に戻っていただきまして、19ページ、20ページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

主な収入は、国民健康保険税や保険給付費等交付金及び一般会計からの繰入金でございます。

1 款の国民健康保険税の収入済額では4億5,308万7,147円で、収納率は91.05%でした。前年度より0.26ポイント上がっております。また、不納欠損額は253万4,474円で、収納未済額は4,195万3,778円、歳入合計の収入済額は28億1,292万3,971円でございます。

続きまして、歳出の21ページ、22ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は24億8,229万3,360円で、主な支出は、療養給付費や医療給付費、特定健康診査等事業費などがございます。不用額は5億8,677万3,640円で、歳入歳出差引額は3億3,063万611円でございます。

次に、25ページ、26ページの住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

書の歳入をお願いいたします。

主な収入は、貸付金事業に対する償還金などで、2款の貸付金等償還収入の収入済額は658万5,984円、収入未済額が2億852万7,762円で、収納率は3.06%でした。

歳入合計の収入済額は3,456万2,125円でございます。

続きまして、歳出の27ページ、28ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は569万3,940円で、主な支出は、一般会計への繰出金でございます。不用額は130万6,060円で、歳入歳出差引額は2,886万8,185円ございます。

次に、31ページ、32ページの介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は30億3,970万3,164円で、主な収入は、保険料や国・県支出金及び交付金と一般会計からの繰入金となっております。また、不納欠損額は39万523円、収入未済額122万7,848円でございます。

続きまして、歳出の33ページ、34ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は28億6,783万5,796円で、主な支出は、介護サービスなどの給付費や介護予防などの地域支援事業でございます。不用額は1億6,526万4,204円で、歳入歳出差引額は1億7,186万7,368円でございます。

次に、37ページ、38ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入をお願いいたします。

歳入合計の収入済額は6億6,837万7,044円で、主な収入は、保険料と一般会計からの繰入金となっております。また、不納欠損額は15万7,246円、収入未済額は166万350円でございます。

続きまして、歳出の39ページ、40ページをお願いいたします。

歳出合計の支出済額は6億4,172万5,496円で、主な支出は、療養給付費負担金などがございます。不用額は154万6,504円で、歳入歳出差引額は2,665万1,548円でございます。

以上で、令和6年度明和町一般会計及び各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 続いて、上下水道課長、登壇願います。

（建設課長兼上下水道課長 西尾 直伸 登壇）

○建設課長兼上下水道課長（西尾 直伸） それでは、令和6年度明和町水道事業決算説明をさせていただきます。

タブレットの04水道事業決算書をご覧ください。

水道事業決算書は、1ページから7ページが決算書、8ページから24ページが決算付属書類、25ページから31ページが参考資料となっております。ページ番号とサムネイルの番号は同じでございます。

それでは、決算書の2ページ、決算報告書をご覧ください。

決算報告書の単位は円で、消費税を含みます。

最初に、収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款・水道事業収益の決算額は4億5,174万2,039円となりました。

内訳としては、第1項・営業収益は、決算額3億8,337万5,950円で、予算額より257万6,950円の増となりました。

第2項・営業外収益は、決算額6,798万7,689円で、予算額より78万6,689円の増となりました。給水加入金の増が主な要因でございます。

第3項・特別損益は、決算額37万8,400円でした。令和5年度返還金が年度をまたいで収入されましたので、特別利益として整理したものでございます。

続きまして、支出です。

第1款・水道事業費用の決算額は3億7,459万4,240円となりました。

内訳としては、第1項・営業費用は、決算額3億5,627万2,733円で、不用額が1,879万3,267円となっています。

第2項・営業外費用は、決算額1,751万8,605円で、不用額が2,025万395円と

なりました。一時借入金利息、消費税及び地方消費税の不用分です。

第3項・特別損失は、決算額80万2,902円で、不用額が19万7,098円となりました。過年度水道料金の減免等に係る欠損部分等の残でございます。

第4項・予備費は、決算額ゼロ円でした。

続きまして、3ページ、資本的収入及び支出の収入です。

第1款・資本的収入の決算額は1億2,265万4,000円となりました。

内訳として、第1項・企業債は、決算額4,960万円で、予算額より4,040万円の減となりました。老朽管更新工事に伴う企業債借入金の確定によるものです。

第2項・出資金は、決算額3,898万7,000円で、予算額と同額です。

第3項・工事負担金は、決算額3,406万7,000円で、予算額より307万7,000円の減となりました。水道管移設工事等の負担金の精算によるものです。

第4項・雑収入は、決算額ゼロ円でした。

続きまして、支出です。

第1款・資本的支出の決算額は2億9,510万1,050円となりました。

内訳として、第1項・建設改良費は、決算額1億6,752万7,045円で、不用額が3,546万3,955円となりました。工事請負の入札差金などでございます。

なお、地方公営企業法第26条の規定に基づき、工事請負費の1,860万円を令和7年度に繰り越しをしております。

第2項・企業債償還金は、決算額1億2,757万4,005円で、不用額は995円となりました。

なお、中段の米印の記載のとおり、資本的収入の決算額で収支に対する収入不足分1億7,244万7,050円は、減債積立金6,729万2,558円と損益勘定留保資金の1億515万4,492円により補填いたしました。

次に、4ページ、損益計算書をご覧ください。

なお、損益計算書は消費税を含みません。

1、営業収益は3億4,860万9,999円、2、営業費用は3億4,307万9,719円で、差引き553万280円の営業利益となりました。

3、営業外収益は6,668万3,787円で、4、営業外費用は1,751万8,605円で、差引きすると4,916万5,182円のプラスとなります。合計は5,469万5,462円が経常利益となりました。

5、特別利益は34万4,000円で、6、特別損失は78万7,639円で、これらを経常利益から差し引いた5,425万1,823円が令和6年度の純利益となります。

なお、その下のその他未処分利益剰余金変動額については、減債積立金を資本的支出の財源に充当した分が会計処理上、未処分利益剰余金に戻る形となっており、当年度純利益と合わせた当年度未処分利益剰余金は1億2,154万4,381円となります。

次に、5ページ、貸借対照表をご覧ください。

まずは、資産の部です。

固定資産の合計は53億8,229万5,666円です。固定資産の内訳は、決算書付属書類の18ページから21ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

流動資金合計は5億6,373万4,963円です。内訳は、現金預金、未収金、貯蔵品です。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は59億4,603万629円となります。

次のページ、6ページ、負債の部です。

固定負債額合計は9億5,338万6,379円です。内訳は、企業債です。

4、流動負債合計は1億8,863万1,796円です。内訳は、未払金、企業債の引当金でございます。

なお、4の企業債は、翌年度元金償還分を固定負債から振替流動負債として計上しているものでございます。

5、繰延収益の合計額は8億5,435万8,527円です。内訳は、長期前受金及び長期前受金収益化累計額の合計でございます。固定負債と流動負債の繰延収益を合わせた負債総額は19億9,637万6,702円となります。

続きまして、資本の部です。

6、資本合計金額は26億7,328万720円です。内訳は、自己資本金です。

7、剰余金合計は12億7,637万3,207円です。内訳は、資本剰余金と利益剰余金です。

資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は39億4,965万3,927円となります。

最後に、負債合計の19億9,637万6,702円と資本合計の39億4,965万3,927円と合わせた負債合計59億4,603万629円となり、資産合計と一致します。

次に、7ページ、剰余金の計算書をご覧ください。

議案第68号で議決をいただきました内容と重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、少し飛ぶんですけれども、17ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

この計算書は、発生主義に基づき作成される損益計算書、貸借対照表とは別に、現金の収入、支出に関する経営状況を把握するため作成するもので、資金期末の残高が5億3,279万3,198円は、5ページの貸借対照表の現金預金額となります。

8ページからの決算付属書類は、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書です。令和6年度の主な事業報告と決算書は補完資料となりますので、後ほどご確認ください。

25ページからの参考資料は、年度末の未収金内訳、固定資産の一覧表、補填財源高の調書、過去3年間の事業概要の推移を掲載しております。後ほどご確認ください。

以上で令和6年度明和町水道事業決算に関する説明を終わります。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、令和6年度明和町下水道事業決算の説明をいたします。

タブレットの05下水道事業決算書をご覧ください。

下水道事業決算書は、2ページから8ページが決算書、9ページから30ページが決算付属書類となっています。ページ番号とサムネイルは同じでございます。

それでは、決算書の２ページ、決算報告書をご覧ください。

決算報告書の単位は円で、消費税を含みます。

最初に、収益的収入及び支出の収入でございます。

第１款・下水道事業収益の決算額は５億８,００８万８００円となりました。

内訳として、第１項・営業収益は、決算額１億２,４２２万９,９１０円で予算額より１,４６１万９,９１０円の増となりました。下水道使用料の加入金の増が主な要因です。

第２項・営業外収益は、決算額４億５,５８５万４,８９０円で予算額より４７万１１０円の減となりました。消費税及び地方消費税の還付金の減が主な要因です。

第３項・特別利益は、決算額ゼロ円です。

続きまして、支出です。

第１款・下水道事業費用の決算額は５億３,９６４万１,１０３円となりました。

内訳として、第１項・営業費用決算額は４億６,９６９万９,５６８円で不用額が２,５６０万１,４３２円となっています。処理場費の委託料及び動力費の減が主な要因です。

第２項・営業外費用は、決算額６,７２１万９,４２１円で不用額は３３万５,５７９円となりました。企業債の支払利息の不用分です。

第３項・特別損失は、決算額２７２万２,１１４円で不用額が２５０万２,１１４円となりました。過年度下水道使用料の調定誤りの修正によるものです。

続きまして、３ページ、資本的収入及び支出の収入です。

第１款・資本的収入の決算額は３億８,８５３万円となりました。

内訳として、第１項・企業債は、決算額１億７,５２０万円で予算額より１億６,８２０万円の減となりました。下水道管渠の設備工事に伴う企業債の借入額の確定によるものでございます。１億８０万円は翌年度繰越額に係る財源充当額となります。

第３項・繰入金は、決算額６,５５１万円で予算額と同額です。

第４項・国県補助金は、決算額１億２,０６０万円で予算額より７,２４０万円の減となりました。下水道事業管渠布設工事等の補助金の確定によるものでござい

す。

第7項・負担金分担金は、決算額222万円で予算額より192万円の増となりました。受益者の負担金等の増によるものです。

第8項・基金繰入金は、決算額2,500万円で予算額と同額です。

続きまして、支出です。

第1款・資本的支出の決算額は6億1,988万7,570円となりました。

内訳として、第1項・建設改良費は、決算額3億4,629万7,800円で不用額が7,577万200円となりました。工事請負費等の入札差金でございます。

なお、地方公営企業法第26条の規定に基づき、工事請負費の1億6,369万円を令和7年度に繰り越しをしております。

第2項・固定資産購入費は、決算額119万5,340円で不用額が10万3,660円となりました。土地購入費の確定によるものでございます。

第3項・企業債返還金は、決算額2億7,235万9,430円で予算額に対する不用額は1,570万円でした。

第6項・基金積立金は、決算額3万5,000円で予算額と同額です。基金利息を積立てに組み入れるものでございます。

なお、中段の米印に記載しており、資本的収入決算額で、支出に対する収入不足分2億3,135万7,570円は、損益勘定留保資金により補填いたしました。

次に、4ページ、損益計算書をご覧ください。

なお、損益計算書は消費税を含みません。

営業収益は1億1,374万3,648円、2、営業費用は4億5,444万8,828円で、差引して3億4,070万5,180円の営業損失となりました。

3、営業外収益は4億5,820万2,000円、4、営業外費用は7,249万5,302円で、差し引きすると3億8,570万6,698円のプラスとなります。これを営業損失と差し引いた4,500万1,518円が経常利益となりました。

5、特別損失は247万4,650円で、これらを経常利益から差し引いた4,252万6,868円が令和6年度の純利益となります。

なお、下水道事業会計においては、一般会計から基準外繰入れの補填を受けており、本来であれば純利益相当額の繰入れを減額すべきところですが、翌年度予算において繰入額を調製することとし、減額返還を行わないものとしております。

次に、5 ページ、貸借対照表をご確認ください。

まずは、資産の部でございます。

固定資産の合計は104億6,866万688円です。内訳は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で、詳細は決算付属書類の21ページに記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

流動資産の合計は2億8,574万4,940円です。内訳は、現金預金、未収金です。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は107億5,440万5,628円となります。

次に、6 ページ、負債の部です。

固定負債合計は48億8,657万1,474円です。内訳は、企業債です。

4、流動負債合計は4億8,610万430円です。内訳は、企業債、未払金、引当金です。

なお、(1)の企業債は、翌年度元金償還金分を固定負債から振り替え、流動負債として計上しているものです。

5、繰延収益合計は47億228万6,788円です。内訳は、長期前受金及び収益化累計額でございます。

固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は100億7,495万8,692円となります。

次に、7 ページ、資本の部です。

6、資本合計額は5億5,312万5,178円です。内訳は、自己資本金です。

7、剰余金合計は1億2,632万1,758円です。内訳は、資本剰余金と利益剰余金です。

資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は6億7,944万6,936円となります。

負債資本の合計が107億5,440万5,628円となり、資産合計と一致します。

次に、8 ページ、剰余金計算書をご覧ください。

議案書第69号で決算いただきました内容と重複しますので、説明を省略いたします。

次に、ちょっと飛びますけれども、16ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

この計算書は、発生主義に基づき作成される損益計算書、貸借対照表とは別に、現金の収入・支出に関する経営状況を把握するために作成するもので、資金期末残高 2 億5,687万3,731円は、5 ページの貸借対照表の現金預金額となります。

9 ページから決算付属書類は、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書に関するものでございます。令和6年度主な事業報告と決算書の補完書類となりますので、後ほどご確認ください。

以上で令和6年度明和町下水道事業決算に関する説明を終わります。

よろしくご審議いただきますよう、申し上げます。

○議長（辻井 成人） これで決算概要説明を終わります。

続きまして、北岡代表監査委員に意見書の補足の説明を求めたいと思います。

北岡代表監査委員、登壇願います。

（代表監査委員 北岡 信宏 登壇）

○代表監査委員（北岡 信宏） 議長より指名をいただきましたので、令和6年度決算審査の補足説明をさせていただきます。

ただいま上程されました令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計についての審査意見書は議案書に添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

日常業務に併せ業務多忙の中、去る7月9日から9日間の日程で、松本監査委員と共に令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算と各基金の運用状況の審査を実施いたしました。

審査に当たっては、関係課長より決算概要や主な事業の成果について説明を

受けた後、係長及び職員さんからの説明とともに、関係諸帳簿、あるいは証拠書類等の照合を行いながら慎重に実施した結果、計数的には誤りなく処理されていたことを認めましたので、ここに報告させていただきます。

審査の中で、特に今後の行政運営に生かしていただきたい、また、留意すべきと思われる事項について補足説明させていただきます。

まず、歳入面では、毎年、議員の皆様からのご指摘されております、町税、保険料、貸付金及び使用料などの収納状況については、食材費など、物価高騰や米問題、混迷する社会経済状況を反映し、住民の生活が苦しさを増す中、今後一層厳しくなる状況が予想されます。担当所管課はもちろんのこと、職員全体の問題として捉え、未収金回収に向け、今後も継続して、より一層の努力を願うものです。

なお、町税の収納状況は、過年度滞納分を含めると収納率96.06%で、昨年に対して0.48ポイント上がり、過去5年間ににおいては高い水準で推移しております。

なお、滞納繰越分についても、前年に比較して収納率は改善していますので、引き続き、税負担の公平性、受益者負担の観点から、納税・納付に対する理解を求め、継続して取組をお願いいたしました。

次に、歳出については、事務的な指摘事項は各課長等をはじめ、全職員に周知していただくよう申入れをしましたが、特に、予算計上の趣旨を十分に理解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的で健全な予算執行に当たられるよう要請をいたしました。

歳入歳出全般的には、現在の町の財政状況を考えると、適正運営に努められていると認めますが、一般会計や企業会計、特別会計の性質を十分に検証し、特に企業会計や特別会計への繰出金には十分な精査をお願いしたいと思います。

ちょっと繰出金については、ここへ仕事就いたときからちょっと気になっていまして、ちょっと簡単に説明させてもらいますと、繰出金というのは2種類ありまして、繰出基準に基づく繰出金というのと、それ以外。だから、理由の

ない繰り出しということです。この繰入基準に基づくこの繰入金では、いわゆる基準内繰入れというやつで、後に財政措置されますので、町としてはあまり痛みがないんですけれども、基準外繰り出しは本来、町民のために使える、行政サービスで使うべくお金がこっちのほうに流れとるということになりますので、できるだけ抑えていただきたいというふうに考えてございます。

繰出金については以上です。

次に、昨年ちょっと話題になったんですけれども、実質単年度収支は令和6年度においても黒字でしたけれども、経常収支比率、昨年101.4%でありまして、ちょっと概要だけ説明させてもらったんですけれども、今年度は、今年度というか7年度と違って6年度決算は103%になりました。

これも、この数字も昨年も言いましたけれども、世間一般に言われている経常収支の割り算と逆になっていますので、普通、民間では収入割る支出になっていますんで、100越しとると良好なんですけれども、役所の場合は支出を収入で割っという感じですので、100以上になってくるとやばいんですよ。大体70か80が適正值と言われているんですけれども、どんどん上がってくると弾力性をなくしてくるということで、ちょっと注意せなあかんのですけれども、もう100を超しとると、もう硬直化しとるという感じなんです。パソコン動かんようになると固まったと言いますけれども、これもう固まっような状況ですので。先生方には、年間を通じて町民の方から緊急な仕事をお願いされたりとか、緊急支出というか、そういう小破修繕とかいろいろ対応していてもらわなあかんのが多いと思うんですけれども、こんなような状況やと、この執行部としても、もう出す玉がなくなってきたわけですし、もう何て言うかな、ほかの経常収入以外のところのお金を充当せなあかんということになってきますので、これ真剣に取り組んでいただいて、1つずつつぶしていったら、もうちょっとええ数字にはなると思いますので、これは執行部のほうに言わなあかん話なんですけれども、そういうことです。

それで、これちょっとぴんときんと思うんですが、一般家庭で例えると、1

年間の収入が100やったときに、経常支出は必ずいるお金ですので、衣食住とか、食事とか電気代とか、それで全部で103必要になつとるということなんです、ということは、たまに外食行ったりとか旅行行ったりとか、そんなんできんくなつとるんですよ。子どもの習いものにも行けへんし、お父さん、酒もたばこもやめてもろて、お母さんは去年の服、また着やなあかんというようなことになってくるんで、これは本当に放置すると、どんどんこの数字が悪くなってきます。

それは、なぜかというのは、物価が上がってきていまして、物価が上がってくると、この数字に影響してきます。あとは高齢化が進んでいまして、義務的経費の中で扶助費というのがあるんですけども、そこが放置しとってもどんどん膨れてきますので、この数字に、もろ影響してきます。ですから、予算要求するときから経常経費のこと気にして要求していってもらわんと、ますます固まってきますので、よろしくお願いいたします。

次に、地方債の町の借金ですけれども、この累計額は資料にもありますように、一般会計、特別会計、企業会計全部合わせて178億8,000万になります。この中には臨財債というのが約30億含まれているんですけども、臨財債というのは、本来、これどんなもんかというところ、収入不足のところ、交付税で補填してもらって町がしとるわけなんですけれども、国のほうからこの交付税を配付というか交付するときに、財源がなくなつてしもとるときがありまして、その財源の不足分を町のほうで一時借り入れてくれって国から言われて、それで借り入れたお金が臨財債になりますよと。だけれど、これは償還するときに財政措置しますという約束がありますので、実質私たち町民から見ると、これは収入の中にカウントせんでもええと思っておりますが、それでも、それを控除しても145億の借金になっております。

それで、これ何がなしに聞いとると、町が借金するような感じがするんですけども、実際は、町は何も借金してなくて、借金を負つとるのは町民なんです。町は借金の手続を、義務的手続を行ったというだけのことですので、今

後も安易に借金を増やしていくと、皆さんの子どもさんやお孫さんや、みんな町民がこの借金返済のために、本来受けるべく行政サービスが犠牲になっていきますので、注意してもらいたいと思います。

でも、よく聞く話なんですけれども、執行部から議員の先生に説明するときに、新しい事業のとき、その財源どうするのということで、国庫補助金2分の1、残り3分の2が県補助、3分の1が起債というふうな説明で、あっ、町の負担少ないなということで、これ採択してしまうときがあるんですけれども、この3分の1は、さっきも言いましたように町の借金ではなくて町民の借金になるわけですから、その説明されたときでも、はい、分かりましたということではなくて、その後の年間の維持管理費等も考えて、慎重に取り扱っていただきたいというふうに思います。

あと、基金については、去年も取崩しが少し増額しました。今後も、将来的な公共施設の建て替えなどが考えられる中、取崩しについては慎重に対応されるよう、重ねて要望いたしました。

次に、人事管理につきましても、職員の健康管理の推進に向け、時間外勤務の抑制、振替、年次有給休暇の取得に努めるとともに、法改正において増大する業務に対応するため、必要に応じた適正な人員配置を進めるように提言をさせていただきました。

自治体の役割は、明日の状況も予測し難い混迷した社会状況の中において、地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を守り続けていかなければなりません。また、時代は様々な点で従来の枠組みから新たな時代の枠組みへの変革を求めており、各事業を含めた施設の見直しと改善、職員の意識改革等が求められております。

明和町においても、第6次総合計画の基本理念である「みんなでつくるまちづくり」を目指し、残すものはしっかり残し、変えるものは大胆に変える行政の市政と地域住民が一体となった住民協働のまちづくりを推進していただけるように要望し、補足説明とさせていただきます。

以上、補足説明なんですけれども、ちょっと私、皆さんの前でお話しする機会がありません。ちょっとだけ時間お借りしまして、執行部の皆さんに、会計の考え方についてちょっと説明させていただきます。

一般会計のお金というのは、ほとんどの方は役場のお金だというふうに考えておられると思います。しかしながら、世間の商取引では、その業務が、仕事が完了した月末締めで、翌月の20日までに払ってくださいという、要するに、精算払いで成り立っておるわけなんですけれども、役所の場合は、町民が納めてくれた税金を財源に行政サービスを展開しているんですけれども、3月末が終わった後に、その税金を精算払いで納めるのではなくて、年度途中で全額納めてもらっとるんですよ。要するに、例えば、9月に全額納めてもらったら、4月から9月の分は行政サービスが終わっていますけれども、10月から翌年3月分まで、まだ仕事が完了していないものですから、これは前受金ということになります。勘定科目の経理が分かる方なら分かると思うんですけれども、こういう状態が、借方現金、貸方前受金ということになります。ということは、預かっているだけなんですよ、一般会計のお金は。今、残高あるもの全部町民のものなんです。帰属するというふうに考えてもいいと思います。

だったら、どうしたらいいかというと、役場が展開する事業やサービスは絶対町民のために使わなアカンんですよ。町民外のところに漏れ出しとる案件がありますので、あえて言うところなんですけれども、どう、何て言うたらええかな、まあ、預かっているお金やもんで、預けてくれた人に返してくださいというふうに考えております。

それについて、これからちょっと注意してもらっとかなアカンことは、必要性、妥当性というかは、本当に住民生活や行政サービスに必要な経費なんかということを立ち止まって考えてもらいたいと思います。特定の団体や個人に偏った利益を与えてないんかと。それで、次にこれ大事なんですけれども、効率性ということで、長期的に維持管理費も含めたコスト、民間では生涯保有コストって言うてるんですけれども、最初に、投入しました設備投資額に1年間の

維持管理費、それでその資産を、施設を何年間保有するんかということです。20年間保有するんやったら、その維持管理費掛ける20年、それから、10年置き
の定期修繕とか、そういうような定期点検とかありますので、それから、最終的には撤去費とか整地費、全部計算して、これを住民が負担してもらっても妥当なもんかということを検討して行ってほしいというふうに思っております。

将来世代への影響も、先ほどのことなんですけれども、単年度で見て妥当やと思われても、維持費や借金を将来に押しつけてないんかと、住民の持続的な暮らしを守る指数になっておるんかと、なぜ、この支出が必要なのかを住民に分かりやすく説明できますかということですね。

私は、いつも例月検査や決算審査のときに職員の方に言うてるんですけれども、皆さんが一般会計と呼んでいる会計は町民会計、1円たりとも無駄にしたらいかんというふうにお願いしております。

ちょっと余談が長くなってすみませんけれども、以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 補足の説明が終わりましたので、これから質疑を行いますと思いますが、この後、決算特別委員会を設置し、詳細な審査をしていただく予定ですので、質疑は一括上程した全認定について、町長の説明の範囲を対象に行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで一括上程した認定の質疑を終わります。

◎決算特別委員会への付託

○議長（辻井 成人） お諮りします。

一括上程した各議案について、さらに詳細な審査を願うため、先日ご協議をいただきましたように、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

委員名簿につきましては、タブレットにアップさせていただきましたので、ご確認ください。

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（辻井 成人） お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、タブレットにアップしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

◎決算特別委員会正副委員長の互選

○議長（辻井 成人） ただいま決定しました決算特別委員会の正副委員長の選任につきましては、慣例によりまして総務産業常任委員会の正副委員長を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

決算特別委員会委員長に 奥 山 幸 洋 議員

副委員長に 山 本 章 議員

を選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は、9月17、18、19日のそれぞれ9時から開催をいたします。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 46分）
